# 阿武町立阿武中学校いじめ防止基本方針

### 【いじめに防止等のために実施する事項】

○いじめ防止のための組織

本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、取組を総括する組織として「いじめ対策委員会」を置き、「生徒指導部会」を実働的な組織として活用する。これらの組織は各取組に対して、評価・検証等を行い、恒常的に改善を図る。

○いじめ対策委員会

年間2回の全委員による会議、学期毎の校内委員会による取組状況検討会議、事案 の発生時に必要に応じた委員による緊急会議等。

### 【基本構成委員】

管理職、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生徒指導主任、 教育相談担当、養護教諭

※ 必要に応じて外部専門家と連携・協働する体制を構築する。

### 1 いじめ防止に向けた基本的な考え方

「いじめは人間として、絶対に許されない」という認識を生徒、保護者、教職員が共有し、組織的、継続的にいじめの防止、根絶に取り組む。

また、いじめは「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という前提のもとで状況把握を行い、未然防止(予防)、早期発見、早期対応に努める。

さらに、家庭、地域との連携を図るとともに、問題の対応においては関係機関とも積極的に情報共有する。

#### 2 学校が行う具体的な取組

- (1) 未然防止のための取組
  - ①生徒指導、教育相談の充実
    - \*全校生徒対象に、定期的にいじめや悩み調査を実施する。
    - \*いじめの発見や対応についての校内研修会を実施する。
    - \*生活ノートへの記録を通して、生徒一人ひとりの心情の変化や状況を把握する。
    - \*Fit 生活アンケートを年2回実施し、学級ごとに満足度・集団適応状況等を把握する。
    - \*職員朝礼の際に生徒の出欠状況と合わせて情報交換を行う。
    - \*事前調査の結果をもとに、充実した定期教育相談を展開する。
    - \*小学校との連携を図り、情報交換や共有を行う。
  - ②学校での教育活動を通した取組
    - \*各教科での授業で、生徒の言動に留意するとともに、相互に認め合う学習環境を 整える。
    - \*「アクティブ・ラーニング」の手法を取り入れた授業の展開を通して、生徒の信頼関係や支え合う雰囲気作りを進める。

- \*道徳授業を中心に、「思いやり」「公正・公平」「生命尊重」などの内容項目でいじめ問題を扱い、「いじめをしない、許さない」という心情と態度を育てる。
- ③家庭・地域との連携
  - \*保護者や地域と連携し、いじめの未然防止に努める。
  - \*学校だよりや保護者会等を通じて、いじめの現状や学校での指導について理解と協力を求める。

### (2) 早期発見のための取組

- ①校内指導体制の確立
  - \*「生活アンケート」を毎週実施し、生徒相互の人間関係や心理的状況を把握する。
  - \*全教職員による生徒観察を行い、気になる言動や生徒の変容を常に情報交換、情報共有し合う。
  - \*いじめに関する情報については、管理職及び主任に連絡、相談を行い、状況の把握と分析に努める。
- ②信頼関係に基づいた教育相談の実施
  - \*学期ごとに行う定期教育相談を通して、生徒の悩みや不安の把握に努める。
  - \*生徒対象にスクールカウンセラーによる個別及び集団相談を行い、専門家からの アドバイスを受けさせる。
- ③研修の充実
  - \*スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、教職員対象の 研修を実施する。
- ④保護者との連携
  - \*家庭訪問や保護者懇談会の際に、生徒の生活状況や友達との人間関係等について 情報交換を行う。

### (3) 早期対応のための取組

- ①学校の体制づくり
  - \*「いじめ対策委員会」を中核として、迅速・的確かつ全校体制で早期解決に取り 組む。
  - \*いじめを認知した場合の、解決に向けた対応について具体的に共通理解を図る。
    - ア 事実の確認
    - イ 対策組織「いじめ対策委員会」の編成
    - ウ いじめられた生徒への対応と支援
    - エ いじめている生徒への対応と指導
    - オ 周囲の生徒への対応と指導
    - カ 保護者への状況の報告と対応
    - キ PTA等へのはたらきかけ
    - ク 教育委員会や関係機関との連携

### ②保護者との連携

\*いじめられている生徒の保護者への対応



- ・迅速に誠意を持って対応する。
- ・事実(状況)の伝達と学校としての解決に向けた対応について理解を求める。
- ・プライバシーの保護に努め、情報管理を徹底する。
- 積極的にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を図る。

#### \*いじめている生徒の保護者への対応



- ・正確な情報を提供する。(憶測や曖昧な情報は避ける)
- ・いじめの原因や背景を具体的に説明するとともに、いじめた生徒の反省と改善 を学校と保護者で協力して促せるようはたらきかける。
- ・保護者の対応によっては、関係機関や専門家に相談し連携を図る。

### \*臨時保護者会の開催についての留意点



- ・保護者会開催の意図を明確にし、正確な情報や事実関係を誠実に伝える。
- ・生徒等のプライバシーや個人情報の保護に注意する。
- ・学校としての責任を明確にし、今後の対応について誠実に理解と協力を求める。

#### (4) 重大事態への対応

#### ①重大事態の判断

\*暴力行為や不登校等の事案が、『いじめ防止対策推進法』28条にあたるか否かについては、事案の背景にいじめが関連していないか、関係する生徒や保護者等から情報収集し、事実関係を整理した上で判断する。

#### ②重大事態への対応

- \*重大事態への対応は、事実としっかりと向き合い、いじめの全容解明と早期対応、 早期解決に向けて組織的に取り組む。
- \*関係機関や専門家の指導、助言を受けて、様々な取組を進めていく。

# (5) いじめ防止等に向けた年間計画

月	いじめ対策委員会	学校行事	保護者や外部との連携
4	全教職員共通理解	PTA総会	学年・学級懇談会
	いじめ実態把握調査		家庭訪問
5	第1回対策委員会		親子ふれあい活動
6	教育相談	生徒総会	

7	生徒の情報交換	スポーツマッチ	保護者懇談会
	校内委員会		
8		修学旅行	親子ふれあい活動
9	生徒の情報交換	運動会	
	いじめ実態把握調査		
10	校内委員会	文化祭	
11	第2回対策委員会		
	教育相談		
12	生徒の情報交換	人権教育参観日	保護者懇談会
		生徒会役員選挙	
1	全教職員共通理解	私立高校入学試験	
	いじめに関する職員研修		
2	教育相談		
	校内委員会		
3	生徒の情報交換	公立高校学力検査	学年末懇談会
	新入生への事前指導	卒業式	

## 3 阿武中学校における相談窓口について

本校では、生徒や保護者の不安や悩みを受け止めるとともに、地域とも協働を図るため、相談窓口を設置し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な相談にも対応できる体制を整備する。

阿武町立阿武中学校 TEL 08388-2-2032

FAX 08388-2-2848

メール <u>abu-j@town.abu.lg.jp</u>

#### \*関係機関の相談窓口

こどもの人権110番(山口地方法務局)0120-007-110いじめ110番(やまぐち総合教育支援センター)083-987-1202サイバー犯罪対策室(山口県警本部)083-922-8983ヤングテレホン・やまぐち0120-49-5150ふれあい総合テレホン083-987-1240山口県教育庁行政相談室083-933-4531

ふれあいメール(やまぐち総合教育支援センター) soudan@center.ysn21.jp

#### 【参考資料】

いじめ防止対策推進法より

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- ー いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると 認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている 疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。